

## 6 医療提供

- 医師の指示に従い、状態に応じて必要な医療を提供します。そのために、医療に係る人員体制を確保します。施設内、法人内で体制を整えることが難しい場合は、都道府県（医療担当部局等）等へ派遣を要請しましょう。
  - 医師：必要時に診療・健康相談が可能な体制
  - 看護師：適時の健康管理、状態の変化確認が可能な体制
- 都道府県等に、症状や状態に変化があった場合の相談・対応方針や医療機関へ移送が必要となった場合の移送手段、受入医療機関の候補等を事前に確認しておきましょう。

(参考)

・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)発の手引き 第4.2版

### 新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第4.2版

- 1 病原体・疫学 5  
流行状況/発病状況/国内発生状況
- 2 臨床像 9  
臨床像/直接観察/重症化のリスク因子/合併症/症状の遷延/妊娠期の特徴/小児期の特徴
- 3 症例定義・診断・届出 20  
丘野立派/病原体診断/直接診断/インフルエンザとの鑑別/猫
- 4 重症度分類とマネジメント 29  
重症度分類/暫定/中等症/重症
- 5 薬物療法 37  
日本国内で承認されている医薬品/日本国内で入手できる薬剤の選択と使用
- 6 院内感染対策 45  
個人的清潔・換気・宿泊施設・拡散物・医薬品・医療機器の洗浄・食事の取り扱い・靴履きのケア・選択の種別選定・手洗い手順におけるNGS マスクの例外的取扱い/非常事態におけるサービスマスク・長袖ガウン・ゴーグルおよびフェイスシールドの例外的取扱い/妊婦および新生児への対応
- 7 退院基準・解除基準 53  
退院基準/治療目標等の解除基準/生活指導

感染者が発生した場合には、「感染制御・業務継続支援チーム」<sup>(※)</sup>が支援を行い、必要に応じて専門家やDMAT・DPAT等の医療チーム等を迅速に派遣  
(※全ての都道府県に設置)

#### 《感染制御・業務継続支援チーム》

- 施設等で感染が発生した際の迅速な**感染管理**  
… ゾーニング、検体採取、PPEの着脱方法 等
- 施設における本部の運営等の**マネジメント支援**
- **情報管理の支援**
- 関係機関・地域との**コミュニケーション支援**
- **施設機能の維持のための支援**
  - 医療従事者等の確保に係る調整、メンタルヘルスケア
  - PPE等の物資の在庫管理・確保
  - 新規感染者の搬送・入院調整や、病状変化等に応じた転院調整

9

## 7 標準予防策を踏まえたケア

- マスク、ガウン、フェイスシールド等の個人防護具を着用してケアを行います。
- ケアの前後には、必ず手洗い、手指消毒を行います。
- ケアで出たオムツ等などの廃棄物は個別にビニール袋に入れ感染防止対策を講じて処理します。

### 必ず手洗い 手指消毒



### 個人防護具 の着用



### ケアの実施

食事介助、排せつ介助、清拭など



### 必ず手洗い 手指消毒



<参考>

●介護職員等のための感染対策動画「そうだったのか！感染対策」

厚生労働省you tube MHLWチャンネル

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWi\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWi_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)



●介護サービスにおける感染症対策力向上のための研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html)



厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修

10

## 8 衛生管理①

- 施設内の環境整備の基本は、日常的な整理整頓と清掃です。清掃前と清掃後は、必ず手洗いをおこない、清掃中は、必要に応じて、手袋、マスク、ガウンを着用し、窓を開けるなどして換気を行います。
- 共用部分の多くの人の手が触れるテーブルや椅子、手すりやドアノブなどは、特に丁寧に清掃しましょう。

### 清掃前・清掃後



### 清掃中

換気

手袋、マスク、ガウンを着用



<特に丁寧に清掃を行う必要のある場所>



椅子やテーブル



手すり・ドアノブ

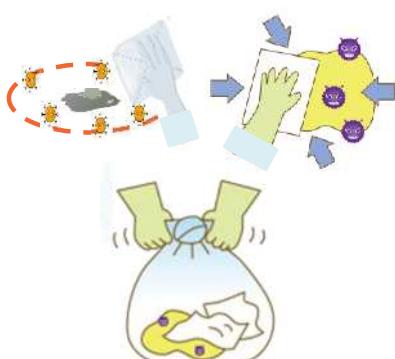


電気のスイッチや  
エレベーターのボタン

11

## 8 衛生管理②

- 床などに血液などの体液、嘔吐物、排泄物等が付着した場合、手袋を着用して取り除いた後に、次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒をして、湿式清掃し、乾燥させます。
- 特に吐物の場合は注意が必要です。目に見える範囲より広範囲に汚れているので、十分回りから掃除する必要があります。



1. マスク、手袋、ガウンを着用して取り除く  
ペーパータオルや使い捨ての雑巾で、外側から内側に向けて静かに拭き取る。  
一度拭き取ったペーパータオルはビニール袋に捨てる。
2. 消毒用エタノールや汚染物に応じた適切な濃度の次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒をする
3. 湿式清掃し、乾燥させる
4. 使用したペーパータオルなどが入ったビニール袋は、密閉して廃棄する

### 設備や物品に付着したウイルスの消毒方法

#### 食器・箸など



食器用洗剤で洗浄

#### 廃棄物



感染防止対策を講じて排出  
廃棄容器の表面は  
アルコールで消毒

#### リネンや衣類など

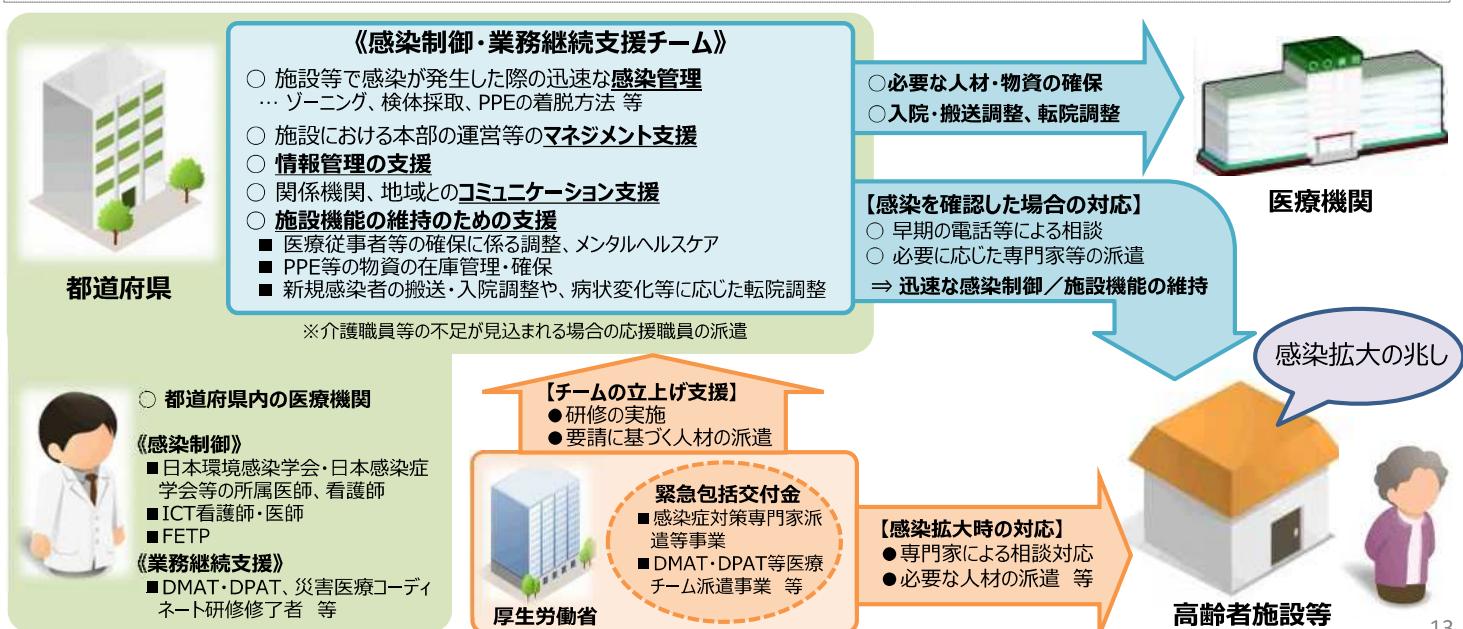


消毒（熱水(80°C・10分間)  
洗浄含む）

12

## 9 施設マネジメント、情報管理

- 管理者が中心となり、①感染発生状況の把握と対応、②感染拡大防止対策の実行、③組織内外への報告相談指示受け、④関係機関との連絡と連携を、速やかに行うとともに、入所者へのケアを継続していく必要があります。
- 事前に、全体の意思決定者、各業務の担当者（誰が、何をするのか）を決めておき、関係者の連絡先、連絡フローの整理を行っておきましょう。
- 各都道府県に設置されている「感染制御・業務継続支援チーム」において、施設における本部の運営等のマネジメント支援、情報管理の支援、関係機関、地域とのコミュニケーション支援、施設機能の維持のための支援等を行っており、支援が必要な場合は早めに都道府県に要請しましょう。



13

## 10 過重労働、メンタルヘルス

- 勤務可能な職員をリストアップし、調整を行います。職員の不足が見込まれる場合は、早めに法人内や都道府県への応援職員の要請を検討し、可能な限り長時間労働を予防しましょう。
- 勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないよう配慮します。また、連續した長時間労働を余儀なくされる場合、週に1日は完全休みとする等、一定時間休めるようにシフトを組みましょう。施設の近隣に宿泊施設、宿泊場所を確保することも考慮とともに、休憩時間や休憩場所の確保に配慮してください。
- 感染症への対応の中、言葉の暴力も含めた事態に追われることは誰しも心が折れるもので、職員家族への影響などのストレスを抱えている場合もあります。まず、非日常であることを認識し、職員の健康管理に注意するとともに、職員が何でも話しやすい雰囲気をつくることが重要です。
- 自身の施設の中だけで解決するのではなく、保健所や自治体にある精神保健センターなど外部の専門職にも相談できる体制を整えておくことが重要です。

<サポートガイド>

新型コロナウイルス感染症に対応する  
介護施設等の職員のための  
サポートガイド  
(第1版)



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000757739.pdf>

<リーフレット>

新型コロナウイルス感染症に対応する  
介護施設・事業所の  
職員の方を  
支援するために



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000757740.pdf>

14

## 11 情報発信

- 法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておきます。
- 公表の内容については、入所者・家族・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを踏まえた上で検討します。
- 取材の場合は、誰が対応するかをあらかじめ決めておきましょう。複数名で対応にあたる場合は、対応者によって発信する情報が異ならないように留意します。
- 入所者・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつけます。
- 発信すべき情報については、遅滞なく発信し、真摯に対応しましょう。

